

大蔵委員會議録第十九号

(三四三)

昭和三十三年三月二十七日(水曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 山本幸一君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝 泉介君 理事平岡忠次郎君

理事横峯 重吉君

浅香 忠雄君 大平 正芳君

奥村又十郎君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 内藤 友明君

古川 文吉君 坊 秀男君

前田房之助君 松岡 松平君

山本 勝市君 有馬 輝武君

井上 良二君 井手 以誠君

石野 久男君 石村 英雄君

神田 大作君 久保田鶴松君

田万 廣文君 竹谷源太郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵事務官 (主計局次長) 宮川新一郎君

大蔵事務官 (主計局法規課長) 中尾 博之君

委員外の出席者

大蔵事務官 (理財局資金課長) 澄田 智君

大蔵事務官 (銀行局検査部長) 福田 久男君

参考人 (日本住宅公団総裁) 加納 久朗君

参考人 (日本住宅公団理事) 波江 操一君

専門員 椎木 文也君

三月二十七日

委員森山欽司君及び稻村隆一君辞任

第一類第五号

大蔵委員會議録第十九号 昭和三十三年三月二十七日

につき、その補欠として鈴木周次郎君及び井手以誠君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十六日

国家公務員共済組合及び公共企業体共済組合に関する特例制定に関する請願(高瀬傳君紹介)(第二四六九号)

同外一件(瀧永一臣君紹介)(第二五一号)

元満鉄社員会の会社に対する債権の國家補償に関する請願外一件(有馬輝武君紹介)(第二四七〇号)

演劇入場税減免に関する請願(有馬輝武君紹介)(第二五〇五号)

揮毫油税率引上げ反対に関する請願外一件(有馬輝武君紹介)(第二五一二号)

隣寸に対する物品税撤廃に関する請願(有馬輝武君紹介)(第二五二三号)

機械運搬紙に物品税課税反対の請願外三件(有馬輝武君紹介)(第二五一四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人の出頭要求に関する件

金融に関する件

資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

関稅定率法の一部を改正する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)
産業投資特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

○山本委員長 これより會議を開きます。

この際御報告を申し上げますが、本日午後一時より開會予定でありました土地改良法の一部を改正する法律案及び特定土地改良工事特別會計法案についての農林水産委員会との連合審査は、都合により来週に延期されましたので、御了承願います。なお日時は、追って公報をもって御通知を申し上げます。

○山本委員長 この際お諮りをいたします。井上良二委員より、産業投資特別會計法の一部を改正する法律案について、本日の委員会に、日本住宅公団總裁加納久朗君及び同理事波江操一君を参考人として出席を求め、意見を聴取したいとの要求がありましたので、さよう決するに御異議ございませんか。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○山本委員長 次に、関稅定率法の一部を改正する法律案、関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案

の三法律案を一括議題といたします。これら三法律案については、別段質疑もないようでありますから、三法律案に対する質疑はこの程度で終了し、討論の通告もございませんので、討論をも省略して、直ちに採決いたします。御異議ございませんか。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより採決に入ります。関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を採決いたします。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○山本委員長 起立多数。よって本法律案は、原案の通り可決いたしました。

次に、関稅定率法の一部を改正する法律案及び資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案の両法律案を一括して採決いたします。両法律案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

○山本委員長 御異議ないものと認めます。よって両法律案は、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

この際お諮りを申し上げます。ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成、提出手續等につきましても、先例によつて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○山本委員長 御異議ないものと認め

まして、さよう決しました。

○山本委員長 次に、産業投資特別會計法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。井上良二君。

○井上委員 昨日の質疑に続きまして、住宅公団の件についてさらに質問をいたしたい。住宅公団が設立されて以来、政府出資による金額及び資金部その他から借り入れた資金で、今日までどれだけの住宅が建設され、また三十二年度においてどれだけの住宅を建設しようとしておるか。これは住宅公団の方が来ておりますなら参考にお説明を求め、なお建設中の住宅局長が来ておりますならば、建設中の住宅局長から説明願つてもいいのですが一応御説明願いたいと思ひます。

○加納参考人 今の御質疑に対してお答え申し上げます。三十二年度は、建設します戸数が二万戸と定められました。そして三十二年の三月三十一日に二万三千戸を達いたしました。三千戸だけ次の年度の分をも達いたしましたわけでございます。三十一年度の建設戸数は、二万三千戸と定められております。そして昨年度は、次年度分の発注を含めまして、この三月三十一日までに二万五千戸を越すつもりでおります。すなわち二千戸だけ三十二年度の分に入っております。三十二年度は三万五千戸を建設するという予定で準備をいたしておる次第でございます。もう一つつけ加えますと、住宅公団の仕

事は、三年間の仕事といたしまして、三百万坪の宅地を造成するという事でございます。この三百万坪の手当を三十年代の終りに終了いたしました。日本各地に十五カ所、東京の周囲に五カ所の新都市、大阪の周囲に四カ所の新都市、名古屋の周囲に三カ所、北九州に三カ所、十五カ所の新都市を計画いたしております。これは三年間に終了する計画でございまして、三十三年度の夏までは秋ごろに全部の新都市を建設し終る計画でおります。

●井上委員 住宅公団が発足以来、急速に住宅の建設を進行してもらいまして、住宅難の緩和が漸次はかられつつあります。これは、まことに御同慶にたえません。問題は、これから建設されました今までの住宅、またこれから建設される公園住宅の耐用年数は、木造建築でどのくらい、あるいは鉄筋コンクリート建でどのくらい、どういふことになっていきますか、それを説明願いたい。

●加納参考人 ただいまの御質疑にお答えいたします。木造住宅はございせん。すべて鉄筋コンクリートまたはブロックでございまして、耐用年数は七十年ということで計算いたしております。

●井上委員 そうしますと、七十年使用できるという目的でいわゆる借家料といふんですか、家賃を月何千円といふふうにおきめになっていきますか、七十年を限度にきめられておりますか、それを伺いたい。

●加納参考人 七十年を元利均等に償却することにして、金利を四分一厘と見ております。そういったし

すと、十三坪の住宅で大体四千円から四千二百円の家賃ということで償却し得ることになっております。

●井上委員 一般公務員住宅のたゞい御説明になりました。十二、三坪の鉄筋の住宅と公園住宅とを比べると、約二倍半公園住宅の方が家賃が高いという事になっておりますが、大蔵当局は建設の資金を、本年住宅公団に九十五億あるいは公庫に三十億という金を出資しておりますが、そういうことは全然検討せずに出資をされていくか、いかがですか、大蔵当局の御説明を求めたい。

●窪田説明員 かつて御説明申し上げました。公団の三十二年度の出資をきめる場合には、運用部等から出ます資金は六分五厘という金利になっております。これに對しまして、政府出資を産業投資特別会計からいたしまして、それを合せまして、先ほど住宅公団の加納總裁から御説明がありましたように、四分一厘という金利によりまして今の家賃を計算いたしておるわけでございまして。これは政府が出資をいたしますと同時に、民間の資金も活用し、また運用部等の低利資金も入れまして、それで考えられます最も低い金利によつて今の家賃を計算する、こういう方針によつたものであります。公務員住宅の場合とは資金の出どころが違つておりました。四分程度の金利負担が家賃にかかることはやむを得ないところではないか、そういうふうに出て出資額などがきめられておるわけであります。

●井上委員 住宅公庫または住宅公団に政府が出資いたしますのは、昨日本委員会において足立大蔵政務次官から、産業投資特別会計の出資目的は、わが国の経済の再建が主たる、その一環として住宅建設といふものが火急を要するので、その方面に多額の資金を出資した、こういう説明でございまして。今日住宅が不足をして、實際住むに家のない人に住宅を政府が建設して住ますようにするということは、これは単なる社会政策や、あるいはまた一般の常識論的に考えるべきなしに、国の経済を再建するといふ大きな目的で、国民から取りました税金の一部をこの方面に出資しておるわけですか。一方同じ産業投資の面を調べてみると、たとえば電源開発においても、あるいはまた石油開発においても、それぞ

れぞれの開発の目的が達せられますまでは、何といひますか、税金の上において優遇措置が講ぜられてゐる。あるいはまた金利的ないろいろな措置も一方において講じておるというわけで、生産的な産業方面への投資にはまことに手厚い優遇措置を講じて、すみやかにこの産業が復興し、生産力が高まります。一方住宅公団の方を見るとき、まことにそれは相反する事態が行われておる。ただいまの説明によると、六分五厘というふうな高い金利が一方にかかつておるから、片方政府出資その他の安い金利によつて平均金利四分一厘くらいに安うしたという御説明でございまして、この経済復興と住宅に真に困つてゐる人を助けるという目的で建てられておる住宅が、公務員住宅に比して二倍半の家賃が高い。わずか十二、三坪の家ならば、公務員住宅ならたかだか千五百円から千八百円とまうであります。ところが一方公

団住宅は四千円から五千円であります。そこへもつてきて、最近固定資産税がかけられるということになって、借家人たる居住者にその固定資産税の一部を家賃の形で取り上げようとしておる、これは全くの違法であります。固定資産税は、当然固定資産を所有した者にかかるといふことで、それがかけられたからといふことで直ちに家賃にこれをぶつかけていくといふ、昨日足立政務次官がお答えになりました趣旨とは全く違つた、また社会政策上やっておる住宅政策とは全く異なつたやり方がとられておるのであります。これは一体どういふことですか。国の金をただで使つておつて、それで片方では、固定資産を持つてないという居住者に対してその肩がわりをさすといふことは、一体どういふことですか。説明を願いたい。

●加納参考人 住宅公団の資金の構成は、政府の出資がことしの予算で九十五億円であります。そのほか二百七十億を借りたわけであります。その中で、百二十億は政府資金を借り入れまして、それに対して六分五厘の利息を払つております。ほか公園債券及び民間の資金を借り入れますが百五十億でございまして。これは七分一厘に當つております。こういうのを平均いたしまして、分譲住宅と賃貸住宅にかけるわけでございまして、賃貸住宅の方は政府出資金をできるだけ多くして、分譲住宅の方は政府から借り入れたものを二割と、民間から借り入れたものを八割をもつて分譲をしておるわけであります。そこで家賃のことでございますが、これは勤労者のためになべく安く家を供給するといふことか

ら、政府の御方針が四千二、三百円といふところで大体家賃をきめていくようにといふことで計算をいたしたのでございまして、入居者に対して賃貸契約をいたしますときには、その条項の中に、この中には固定資産税は決まっております。他日固定資産税が決定いたしましたときには、その分だけはちやうだいたしますといふことを契約に書いてあるものでございまして。それでありまして、固定資産税の分だけを払つてくれないといふことは、入居者の方の契約の違反になるのでござい

ます。

●井上委員 あなたはさうお考えになつて、契約書をたてておつておるが、家がなくて何とかして住宅がほしいといふことから、公営住宅、公園住宅等にたがひが申し込みますけれども、申込者多数にして、たがひが抽せんになつて、幾回かの抽せんをやつと順番がきて當つた、やれやれという気分に入居者はなつてゐる。そこへあなたの方は、これこれの条件をそろへ、これこれの契約に判を押しますならばお借しなすまい、こういうことになつておる。貸すものと借りるものと立場は全く違ふのです。あなたの方は、もしこの契約書に判をつかなければ貸しますまい、その条件に得心しなければ貸しますまい、固定資産税があつたらぬ場合には、当然それだけ家賃がふえますよといふ契約書をちゃんと書いておいて、その契約書に納得しなければ貸しますまい、それは一方的な強迫契約ですよ。もし同意の上の契約であるといふことならば話は違ふのです。一方では借りたくてたまらぬのです。だから、いかなる無理難題が

書かれておつても、承知して入らなければ入れないのです。しかも二百円かわずかの負担なら、それはよろしいですけれども、御存じの通り千二、三百円の固定資産税で、大体その半額以上を負担してもらいたい、こういうことが要求されておるのです。四千円、五千円の所得者は、月二万円から二万五千円の所得者である。二万円から二万五千円の所得者が毎月四千円から五千円の家賃を払って、その上にガスだ、水道だという諸掛りをぶっかけてきて、そこへまた固定資産税がかかってきたからこの分も肩がわりしてくれ、こうしておるのです。そういう一方的な契約をしてあるのだから、この契約通り履行しなければ契約違反だ、そんな心やすいことが言えますか。

○加納参考人 私の方は、あくまでも平等の契約をいたしたわけでございまして、その契約によつて固定資産税の増した分をちやうだいするということとしか道がございせん。もともと普通の不動産会社であるか、あるいは大家であれば、固定資産税がこのくらいかかるであらうといつて、それをぶっかけて家賃をきめるべきなんですけれども、私の方は非常に良心的に計算をしておるものでございまして、わからない固定資産税をぶっかけて契約するということから、良心的にはよくないといふことから、これはコストであつて、固定資産税がきまつたならば、それだけのものはちやうだいたしませうといふことをお約束したわけでござい

ます。

○井上委員 大蔵政務次官は、きょうなことを一向差しつかえないとお思ひですか。

○足立政府委員 今加納總裁からお答えがありました通り、こうした公益的な事業でございまして、まづ正直にコストを明らかにして家賃をきめたという処置は、私は妥当だと思ひます。しかる上に固定資産税がきまっています。ば、当然資金コストに入るべきものでありますから、これを払っていただくということはやむを得ないことであると考えております。

○井上委員 それならば、それはあなたのさうの話を聞いていふ違つてくる。問題は、ここへ入る人はせいじくなためにわずから十二、三坪くらいのことに入りはしない、よくよくのことなんです。これは国が住宅政策として、国の別個の機関としてやらせておるのです。公団は国の一つの機関です。国の機関でもつて、一方公務員住宅は千四、五百円で貸しておつて、同じ国が施設をしておる公団住宅は四千万も五千万もの家賃を取るといふところに問題があるのです。だから、これが公務員住宅のように、まあ一カ月の収入の一割なら一割程度の家賃でありますならば、それはそう大きな負担とも言えませぬけれども、月二万円や二万五千円も払うておる者が、四千万も五千万もの家賃を払うておることは、二割以上の負担になるというところの問題がある。だから、この家賃を公務員住宅並みに引き下げる措置をとつておいて、それであなたのおっしゃるような原価計算の上で耐用年数を考へてこうなるというのなら、話はわかる。

何でそんな差別をしなければならぬのか。なるほど説明を聞けば、金利の高いのを使つておるからやむを得ないといふが、そこでこれは相談じゃが、ど

うですか、耐用年数をもう少し延ばすといふことは考えられないですか。耐用年数を延ばせば、家賃コストはもつと下つてくる。かりに一年延ばしてもどうなる、二年延ばしてもどうなる、すぐ響いてきます。鉄筋のものが七十年たつたら完全にだめになつてしまふといふことは考えられぬから、そこらをももう少しあんばいをして、実際低額所得者で住宅難にあつておる人が、やつと自分が住宅に入つた、そうしたらあとからあとと出費が重なつて、それが家賃の形で取られるということになつてはたまつたものではない。耐用年数の問題は、金利のもう少し安いやつに借りかえる、そうしなかつたら家賃を下げてやる。そうしなかつたら、これは別個の一つ免税措置を講ずるといふようなこととか、何とか色よい返事をしなさいよ。コストがこうなるから、これだけかぬものは出ていってこれといふかしらぬが、それはいかんぜ。

○足立政府委員 私に對するお尋ねが前段にございしたので、申し上げたいと思ひます。井上委員は、公務員宿舎と御比較になつて御意見がございしましたが、これはおつちやうの通り、確かに公務員宿舎は安いわけではございませぬ。これは特別な措置をとつておることは、井上委員よく御承知の通りであります。ことに以前からできておるものもたくさんあるわけなんです。最近作つておるものは、その一部分をなして、いふやうな形でございまして、すでに相当年数をたてておるもの、しかも過去において安くできた宿舎も非常に大きなウェイトを占めておるといふことから、プールの計算で出ます家賃は、絶

對額が安くなるのが当りまえでござい

ます。ところが住宅公団で作ります住宅は、住宅対策の緊急措置としてやつておるわけではございまして、すべてこれ新しい建設でございまして、地代も、土地の造成費、あるいは建築費もすべて最近の物価ではじき出されたものでございまして、すべての住宅のコストが高くなるということは、これまたやむを得ない結果だらうと存じます。しかも金利をなるべく安くするといふ考え方で、總裁みずから今御答弁になりました通り、四分一厘の金利、しかも七十年の耐用年数ということばいひのところを見まして、もう精一ぱいのところを見ても、なるべく安くする努力をしておるということの証左であらうと思ひます。しかしながら井上委員も御指摘の通り、なお私も昨日お答へ申し上げた通り、日本経済再建のために、国の大きな政策としてこの住宅対策をやるんだといふことでやつておりますので、たといふ一円でも家賃は安い方がいいといふことは申すまでもございませぬ。従つて、こういふ金利の引き下げ等につきましても、今後できるだけ努力すべきことは申すまでもないものでありまして、私どもとしても、今後においてなるべく善処いたしたいと思つておりますが、井上委員の御指摘になりました通り、これが非常に高いものであるといふことは、私はこれはお言葉返すようでありまして、が、今申し上げたやうな事情から、やむを得ない結果であるといふことにつ

きまして、御了承を賜つておきたいと思つた次第でございませぬ。

○井上委員 公団側から答弁がござい

が、今度からます固定資産税の公団関係の全体の金額は、どのくらいになつておりますか、それをまづ伺ひたい。

○加納参考人 全体が幾らになるかはまだはっきりいたしません。各市町村によつて率の違いがありますので、またある市町村では、私の方でいろいろ頼みまして、半減するといふことを約束して、くれたところもございませぬ。そういうやうなわけでございまして、合計はわかつておりませぬ。

○井上委員 そうしますと、まだこれは一つの経過措置で、はつきり総額でどのくらい固定資産税を払わなければならぬかわからぬ。こういうことでは、われわれにといふばい少し、高い金利で借つておるのを安い金利に借りかへるとか、あるいはいま幾らかあなた方が居住者に肩がえをきさうとするものを、法的に免除しようといふようなことをしようとしてもございませぬ。あなたの方はまだはつきりした数字がこしらへられてない、どうですか。

○加納参考人 私の方は、先ほど申し上げましたように、地方公共団体で賦課されるだけの固定資産税を正直に家賃の上にかけて、賃賃者からもらつて、こういう建前でおります。

○井上委員 それは、あなたは簡単にいいか知らぬが、出す方は簡単にいかぬが。問題は、あなたの方は、人居者が入居するときに、固定資産税がもつて賦課された場合は、それだけ払つていただくよといふ契約書をとつてあるのだから、その関係町村との間に固定資産税額がきまれば、それだけは入居者から出してもらえば、何も国会でごちゃごちゃ言われる必要はない、

こうあなたは簡単に考えておられるかも知れぬけれども、この資金は、われわれが出した税金ですよ。あなたはどこから持ってきたと思うているかも知れぬけれども、また居住者も払った税金ですよ。税金の一部が住宅建設資金に充てられているのです。ですから、できるだけ安く、できるだけ居心地のいい家を提供するというのがあなたのところの任務ですよ。あなたの方がそんなことをばいいて、これだけよい出さなければならぬというから出してこれというようにならぬ、だれでもそんなことなら総裁の仕事はやるよ。そこを工夫努力してやるのがあなたの任務じゃないかな、そうでしょう。同じ政府機関に働いており、同じ政府機関の施設であるのに、一般公務員の方は家賃が安い。これは今の説明でよく理由はわかりましたが、しかし入る者にすると、同じ団地で、片一方は大蔵省関係の財務局の住宅があるとする、その隣に公団住宅が建った、向いの財務局の住宅は一月十二坪でもって千四、五百円、公団住宅の方は、新しいけれども、これが四千円も五千円も取られる。そこへガス、水道代だ、それ何じゃというて賦課金を取られる。その上に今度固定資産税が取られるからというところで、さらに五、六百円から千円近く取られる、こうなつてきていくのですよ。そうなりますと、家賃が四、五千円の上に、いろいろな雑費と、そこで今度の固定資産税の肩がわりとで、また家賃が現実になることになる。だから、ここでそんならもう少し安い金利を回してくれとか、あるいは耐用年数を七十年というやつを、八十年に延ばしてもいいじゃないか、一

時安い金利のものに変わるまでは、七十年できつちつづれば済むんじゃないものであらしまへんのや。そこで十年延ばしたつてかまへんのや。そうしてその負担を軽くしてやるという考え方を持てないのかというのを聞いてお恵じゃないか。そろばんはじいてこうなるということなら、小学校卒業しただけでもやれますよ、総裁は。

○加納参考人 耐用年数につきましては、税法上、鉄筋コンクリートの家は六十五年ということになっておるのでございいます。しかし何としましてこれを低家賃にして貸したいというところから、七十年というきりきり一ぱいのところまで計算をいたして出したわけでございます。

○井上委員 私に聞いておりますのは、それはなるほど税法上は六十五年となつてはいるけれども、あなたの方々がそれを突破して七十年と見ておるのだ。こういう高い金利のときは、いつまで続かさないのだ、また低金利になるときがあるのですよ。だから、この際働く人々の生活の困難な折柄、できるだけ働く人々に負担をかけないつもりで、一時耐用年数を八十年に計算をし直して、そこで月六百元かかるか八百円かかるか知らないが、その分だけは負けてやろうという、こういう手を打つか、それとも大蔵省やその他関係金融機関に頼んで、安い金利に肩がえをされる方法はないのか、そういう交渉はしてみたのか、高い金利でやっておるやつを安い金利に借りかえる方法はないのかどうかというのを聞いておるのです。耐用年数もいかに、安い金利の借りかえもいかに、ということ

になれば、仕方がないから、公団自身の方で負担できる分はこれだけ、どうしても居住者に肩がえしてもらわなければならぬ分があるならば、その肩がえする分だけについては免税措置の方を講ずるなり、手はあるけれども、その手を講じてくれい私は言うておるのだ、わかりませんか。

○山本委員 答弁はありませんか。――答弁がないという答弁です。

○井上委員 それはいいけません。そういうことは許しません。あなたの方の金を使つて、国の機関としてあなたに任務についておるのですよ。私が全然案を示さずにあなたに質問しておるの延ばせないのかどうか、何と法的に公団住宅が七十年でなければならぬ、それで計算せよという法律はありません。あなたの方の算定の基準がそうなつておるのにすぎないのだから、これは政治的考慮で七十年の耐用年数になつておるのだ。それを、こういう負担の多いときであるから、少しでも負担を軽くしてやろう、また将来安い金利に借りかえれば、相当負担も軽くなるだろうからというところで、考慮を加えてやればいけるんじゃないかということをお考えおるのです。だから、耐用年数が引き延ばされぬという根拠はどこにあるのか。それから安い金利に借りかえることがどうしても困難なのかどうか、そういう交渉をしてみたかどうかという事です。それでもなおかついかぬということになれば、われわれは、少くともこれらの人々に対しては、相当大きな家賃の負担になつておりますから、そのためにまた上るということになりますと困ります。そこで

やむを得なければ、免税処置の法案を考えなければならぬということは、私も国会としてはいろいろ検討すべきものがありますから、そこで、お忙しいのにわざわざきようあなたに出していただいたのはそのためなんです。それなのに答弁の必要はありませんと言われたのじゃ、これは国会の審議を妨害することになりはせぬか、公団総裁としての任務は果せません。私はそう思うのです。そうなる、あなたを総裁に任命したところの任命者を呼び出して話をしなければいけません。

○加納参考人 今の御注意に対しましては、せいぜい努力いたしまして、何とか家賃が安くなるように勉強するつもりでございます。

○井上委員 そこで、もうすでに私が申し上げるまでもないほど、たゞいまの問題は全国各地に巻き起つて、公団当局も非常に取扱ひに困つておるだろうと思つておるのです。そこで公団当局みずからいろいろ御検討されるのも必要でありましようし、ぜひこれは一つ大蔵当局なり、あるいは建設当局なり、それらを通しまして、それから関係の国会の委員会もありますから、至急具体的な検討をせられまして、せめてこの固定資産税が取られるから、この際その家賃を上げてもらわなければならぬ、こういう打ち出し方になつておられますので、居住者は、固定資産税は固定資産を持つておる者が払うべきじゃないか、こういう単純な割り切り方で反対闘争をやつておりますから、そこを一つよくお考えになつて、いろいろ検討し、工夫されますならば、月一、二万円か、五、六万円ぐらいの負担になりはせぬか、高いところでも

一か月千円まではいかぬのじゃないか、そう私もは見えております。ぜひこれは、今申しました以外にもお検討の余地があるうと思つてますから、至急の一つ結論をつけられて、不安におののいておられます居住者に安堵いきさすような対策を講じてやつてもらいたい、特に私は強調いたします。同時に大蔵当局及び建設当局も――公務員住宅もこれは国家資金で建てておるのであります。われわれの税金で建てておるものが、一方においては非常に安く、片一方においては非常に高いということ、分な対策とは申されません。もちろん国家公務員は、俸給その他待遇が一般の産業界の人々に比べて悪いのでありますから、できるだけ家賃を安くしてやろうという考え方から、いろいろ御考慮される点はわれわれも認めますけれども、このことがまた一般公団住宅の人々に対して非常な差別をしておるような印象を与えておるから、この際大蔵当局は、進んで公団に融資いたしておられます金利の引き下げを一体どう考えるべきかということについてお考えを願うとともに、もし安い金利が、どうしてもさしあたり借りかえが困難であるというならば、今申しましたように耐用年数の問題、あるいはまた法的な措置によりまして、一部一定の時期を限り、たとえは安い金利によつて資金がまかなわれます時代まで、ここに経過処置として暫定的に家賃を上げないでやる方法を考えるために、新しく上るうとする部分だけはこの際免除するために、法的処置を一つ至急に考えるということ、せつかく

○井手委員　産業投資特別会計法の一部改正案で、一般会計からこの特別会計に繰り入れるところの適法性については、すでに予算委員会及びこの大蔵委員会において相当論議されております。しかし私は、今までの御答弁ではどうしても納得できませんので、本日は政治論ではなくして、主として法律論で当局の考えをお尋ねいたしたいと思っております。

最初に、法律論に入ります前に、政務次官にお尋ねいたしたいことは、昨年昭和三十一年度予算を編成するに當つて、政府は産業投資特別会計に一般会計から繰り入れることは、これはおもしろくないという予算編成の原則を立てられたはずであります、御記憶になつておりますか。

○足立政府委員　私も当時政府の一員でございましたので、自分で當時の事情は存じておりませんが、井手委員御指摘のような、一般会計から繰り入れるべきでないという原則を立てたことではないと思います。ただ資金上繰り入れなかったということにすぎないというふうに私は理解をいたしております。

○**井手委員** 御存じないならば御存じないで、お答えを願いたいと思う。確かに当時の発表では、産業投資特別会計に一般会計から繰り入れることは、おもしろくないという原則は立てられただけであります。私ははっきりした記憶を持っておる。もし何なら、当時

つきましては、原資補充につきまして
一般会計から入れるということにつき
まして、原則的に一般会計から入れる
べきではないというようなことを大蔵
省として確立したものではありません。
昨年度の予算編成の際におきまし
ては、いろいろな財政事情、財政規模
をどうするかという点に関連いたしま
して、三十一年度予算の際は、産投会
計に対して一般会計から繰り入れるこ
とはやめよう。今年は別途の観念を
もって実施したわけでございます。

○井手委員　御存じなければ、これ以上は申し上げません。確かに昨年はそういう原則は立てられました。発表にもなっております。続いてお尋ねします。が、三十二年度の予算編成の当初において、産業投資特別会計に一般会計から繰り入れることは財政法に違反するということで、大蔵省は——あなたかた

れか知りませんよ、大蔵省は、財政法を改正するということを記者団にも発表されたはずであります。そのことは、当時の新聞にも載っておりますし、「エコー・ミスト」にも解説された。これは御存じでありますか。

○宮川政府委員 井手委員のただいま御指摘の点は、別に私とも予算編成の

○井手委員　ございませんと言ったつ
ことにございせん。ことに、やほり産投会計に一般会計から繰り入れるかどうかについて議論をし
たことはございますけれども、産投会
計に繰り入れるためには財政法の改正
をしなければならぬ、かようにきめた
ことはございせん。

もとの、法律的に御解明を願いたいと思いますが、あなただけの方は財政法に抵触しないという根拠として、第四十四条に、特別会計は資金を保有することである、この規定があるので、第十条の年度独立の原則には反しないという答えがあり、規定には反しない

い。保有することができるといふ四十四条によつて違法ではないとおっしゃつておるが、確かにさうでございますか。

○中尾政府委員 財政法第四十四條は、「國は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができるとございいます。それは、今のお言

葉は特別会計というお話でございましたが、いずれにいたしましても、特別会計に限りません。「法律を以て定める場合に限り、保有することができるもの」でございます。

○井手委員　大蔵政務次官にお尋ねいたしますが、財政法は、財政処理に当たって憲法に類する財政憲章であるとする

私は考えております。これの解釈を簡単に二、三にすべきではない。あなたの方は、後生大事に金科玉条として守るべきものであると私は基本的に考えるておりますが、大藏政務次官のお考えはいかがでしょうか。ご意見を伺います。

足立政府委員 井手委員の御意見の

の民主化と財政の健全化ということが大きな柱である、私はかように承知をいたしておりますが、あなたの御見解はいかがでございますか。

○宮川政府委員 井手委員のおっしゃ

る財政の民主化といふお言葉の意味は、よく理解いたしかねますが、少くとも健全化につきましては全く同感でございます。

○井手委員　それでけっこうでございます。この財政の健全化について一番大事なこととは、特別の場合を除くほか公債を発行しない、収支の均衡を保つ

ことが大事であると私は考えておりますが、大蔵省の見解はいかがでございますか。

○宮川政府委員 お説の通りであります。

○井手委員 そこで、財政法第十二条に、年度独立の原則がうたわれておるはずであります。その年度の収入をもつて歳出に充てるといふ原則がはつ

きりいたしておるはずであります。この原則は、むしろ私は、原則というよりも鉄則であると考えておりますが、これに対するお考えはいかがでございますか、簡単にだけ申し上げます。

○宮川政府委員 御承知の通り、年度区分の原則は、これは守るべきであります、今回の措置も、年度区分のこ

の十二條に違反しておるものとは考へておりません。

○井手委員　そこで、続いてお尋ねをいたしますが、前の年の歳入をもつて後年度の支出に充てる、後年度の歳入をもつて当該年度の経費を支弁する、というふうなことはいいないと思はれてゐる。

二条には「繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。」と明確に裏づけされておるのであります。あとはだし書きであつて、事故支出ではございません、事故繰り越しでございます。さようなりますと、本年度の歳入をもつて来年度以降に使用することは、これは違反であるとは私は考えております。その拠根には、会計検査院の次長、会計検査院の第一局長の書いた本をここに私持つて参つておりますが、それは勝

手な本とおっしゃるかもしれないけれども、いやしくも会計検査院の責任者が書いたこの本に、明確に違反である」と書いてある。ことしの歳入をもつて来年使用することはできない。この鉄則に對しまして、あなたの方はいかにお考えになっておるか。

手委員のおつしやる通りであります。ただしかし、今回の処置に関連いたしました具体的に説明いたしませんと御理解が願えないかもしませんが、資金を作りまして、この資金に対して一般会計から繰り入れをいたしますことは、一つの歳出であります。この歳出は、三十一年度における歳出であります。

す。これの財源として充てます歳入は、やはり自然増収をもつて当てました三十一年度の歳入でございます。従つて、三十一年度における歳入をもつて三十一年度における歳出に充てたものでございますから、年度区分の原則

ものではない、かように考えておられます。

また御指摘になりました四十二条の繰り越し明許費の關係は、これは確かに規定をいたしております通り、繰り越し明許費のはかは、これを翌年度において使用することはできない。しかし今回の措置は、資金に繰り入れまして、この資金は歳入歳出外として扱っております。三十二年度において、そのうち百五十億圓を産投の方に繰り入れまして、産投の方をそれを歳出といたす、かような措置になっておりますので、第四十二条にも別に抵触するものではないと考えております。

○井手委員 私、それは脱法行為である、詭弁であると思う。産業投資特別会計に保有して後日使用する、これは、その年に使用するものでないことはあなたも今御答弁になった通りであります。従って、その年の百の収入に對して百使うというのではない、私は、これは財政の均衡だとは絶対に言えないと思う。

そこで、私は論旨を進めて参ります。あなたの方の答弁の唯一のよりどころになっておる四十二条以下は、雑則であることはいかがでございませうか。

○中尾政府委員 これは、財政法が別章を立てておりますので、第五章雑則の部となっております。ただお尋ねの雑則という意味が、雑則として区分されたものかどうかというお尋ねですが、もしそれ以上特別な意味でございしましたら、それに該当するかどうか、ちょっとつまびらかにいたしません。

○井手委員 四十二条以下は、一般会計並びに特別会計について余った金を

どう処分するかということ、これは財政上重大なものであるという意味から、事務的手続を規定したものであると考えておる。従って財政法十二条の鉄則を、四十四条の、特別会計においては資金を保有することができるといふこの条文で代行することは絶対にできません。そこで、あなたにお尋ねしますが、資金を保有してはならないということは書いてないから違法ではないといふよく御答弁なさっておりますが、今でもさようにお考えになっておりますか。

○中尾政府委員 資金を持つことはいけないと書いてないからということではございせんので、資金を設ける場合と申しますのは、特別にそういう金を別除いたしまして、これを保有するといふことは、国の行政をまかなって参ります場合に必要に応じて起ることでございます。これは、財政法においても予定いたしているところでございます。単に禁止がないということではございせん。ただし、それを行政部内においてみだりに保有することは、これは制度を乱りますので、法律でもって定める場合にそれを限っておるものでございませう。

○井手委員 四十四条の場合、特別会計においては金がある場合もある、これを処分せずに、後日使うために保有する必要があるという意味で特に設けられたものだと思う。従って、この保有することができるといふ条文をもつて、今年の歳入を明年、明後年に使うという、十二条の鉄則を破るようなことには絶対に参らなれないと思ひます。従って、それを根拠にしようとする今度の三百億圓の一般会計よりの繰り

入れをする産業投資特別会計法の一部改正案は、財政法に對して違法であると思う。その点についての御見解を承りたいのであります。

○中尾政府委員 財政法第十二条の年度独立の原則は、財政管理の基本原則であることは、御承知の通りであります。同時に四十四条は、この十二条に優先し得ないものであるとか、あるいは雑則であるとかいふようなお考えのようではございませうが、四十四条も、国の財政を掌理いたして参ります場合に、資金を保有することも当然必要な場合があることを予定いたしました、これは同等の価値を持った規定であると考えております。従ひまして、四十四条の中に定めるところの法律をもつて定めまして、現実の必要に応じて産業投資特別会計に資金を設置することは、財政法上何ら違反するものではないと思ひます。むしろ財政法本来の予定いたしておりますところの制度を具体化したものにすぎないと考えております。

○井手委員 四十四条は、特別な資金を保有することができるといふのは、その通りであります。しかしそうであるからといって、十二条の鉄則を曲げるわけには参りません。保有することができるといふことで、明年、明後年使う金を繰り入れることはできないと思ひます。そのことをはっきり会計検査院でも申しているではございせんか。

○中尾政府委員 四十二条以下を第五章

章雑則としてくくつてございますが、これは、必ずしも余った金ということではございせん。その前の章におきましては、決算でございませうとか、予算でございませうとかを一段とりまてまして、相当な規定があるわけでございませうが、これはそれほどとりまてできないような、いづれも大事な規定が雑則としてとりまてあるものでございまして、必ずしも金の余つたものの処分ということではございせん。現に四十二条は、金の規定ではございせん。歳出権の規定でございませう。四十三条も同様でございませう。四十四条は、特別の資金保有の規定でございまして、これも、別に金の使い

余りといふような關係の規定ではございせん。四十五条もそういう關係ではございせんので、一般会計の掌理原則に對しまして、特別会計では特別な、これによらない原則を定めることができる者の規定でございまして、これも決算的な規定はございせん。

○井手委員 幾らおっしゃいますとも、それは雑則ですよ。何といつても十二条が基本であります。先刻も住宅公団の話が出て参りましたが、明年百五十億、明後年百五十億と、今年使われない金を今年の歳入をもつて充てることは違法でございませう。私はこの際申し上げておきますが、委員会は何とか言いくるめたり、言ひのがれたりすることはできません。たとい少数の意見でありましたも、法律の解釈は一つでなくてはならぬ。少くとも社会党がこれに對して異議を申し述べますならば、國民の三分の一は少くともこれに對して異議を持つてゐる、あるいはは

とんどの人が持つてゐるかもしれせん。宮川さんも、昨年の秋の災害の利子補給で御存じでございませう。家も流され、ほとんど飯米もない農家に對して、財政法の建前からあくまで利子を取ろうとなさつた冷酷無情の態度をとつた。ところが今度はどうでございませう、本来ならば一千億以上の増収がありますならば、それは國民から金を取り過ぎたのですから、これを國民に返すのがほんとうでございませう。私はこの原則的に申し上げますが、それほど増収になるならば、税法に無理があつたと思ひますが、これは、減税も行われるのだと思ひますが、これは、これだけの金が必要からこれだけの収入が必要である、そういう理解を國民に願つて税金を取つてあるはずであります。その税金が多く取り過ぎたといふので、これは使われないが、来年あるいは明後年に使う金を三百億も保有するといふことは、この財政法の第十二条に明らかに違反すると思ひます。その年これだけ絶対要るのだからといふので、國民から取つておるはずですよ。それをこし使われないで、明年明後年のものを――不要と申しませんが、不急のものを繰り入れることは絶対にないと思ひます。それは財政法の十二条の年度独立の原則がくずれてしまふと思ひますが、いかがでございませう。

○宮川政府委員 井手委員のお説、まことにごもっともであります。しかしながら、私も先ほど来御説明申し上げておりますように、十二条の年度独立の原則に反した収入支出をやつておるのではない、すなわち三十一年度の歳入をもちまして、三十一年度の

所要の歳出であります資金繰り入れをいたしておるわけでありませう。この資金繰り入れをいたすかわりに、あるいは減税をしたらどうか、他の歳出に充ててはどうか、あるいは次年度に繰り越して、これを三十二年度においてその半分を使つたらどうか、いろいろ政策的な問題はございませう。しかしながら、別途四十四条に、資金を保有することができるという規定がございまして、もしかりに本年一年度限りで使うものでありますならば、一般会計からのその年度だけの繰り入れでいいわけでございまして、産投会計における原資は、御承知のように、特定物資納付金処理特別会計の繰入金でございまして、特別減税国債による収入金でありますとか、あるいは出資に対する配当金でありますとか、非常に限定された財源しか持たないのであります。今後日本経済発展のために、産業投資特別会計がいろいろな出資をしていかなければならぬ、こういう際に当りまして、毎年度一般会計からの繰り入れ、あるいは今申しましたような特定の財源でもって不十分である、こういうときにおきまして、一年度限りで使い切れない資金を作りまして、今後経済情勢の変化に即応して使い得る道を開くことが適当ではないか、そういう意味において作られるその資金に、今年度の歳入のうち一定の割合の金を——具体的に申し上げますと三百億であります、これを繰り入れる、これは、必ずしも私は財政法の規定に違反するものではない、かように確信しておる次第であります。

○井手委員 そんな確信はございませう。余った金をどこに使うかという

政策的な問題は、食糧会計の問題や、その他の機会にありましたから本日は申し上げません。ただ法律論としてあなたがたがいまおっしゃった、ことしは使わなければならない、明年、明後年使うといつて、使われない資金を繰り入れることは違法ですよ。どんなに弁解なさつても違法ですよ。そうだから、あなたの方は、一月の中ごろから財政法を改正するということを記者団に発表なさつておる。冷静に考えてごらんないよ、ことし使われない資金を繰り入れよ、ことし使われない資金を繰り入れよ、電源開発にしろ、住宅公団に対する融資にしろ、ことしはこれだけ金が必要から、これだけは金を出してくれ、ということとで予算を組んである、議会の議決を経てある。そうでありませう、余った金は当然繰越して、自然増収のあつた場合には、国債償還に充てるといふ財政法を適用することこそ、健全財政の原則でなくてはならぬと考へておる。私はここにも持つておりますが、財政法を審議する場合に、提案理由の説明の第一に書いてある。一日も早く国債を償還しなくてはならぬ、これが財政法を提案する大きな目的であると書いてある。その点から考えますと、余ったからといつてほかの会計に保有せしめるということとは、健全財政の原則に私は反するものだと思う。余ったものは、半分は国債の償還に充てるといふこと、そういうものを、前もって余ったからといつて横流しをすることは違反じゃありませんか、そういう点からも私は違反であると思う。国債を早くなくすること、いま一つは、財政の均衡を保つこと、その年に要する金だけ収入するという財政の均衡、この二つの面から見てどうしても違反だと思

う。あなたは保有するというけれども、ことし使われない資金を繰り入れよ、ことし使われない資金を繰り入れよ、これは財政の均衡じゃございませう。余った金ですよ。余ったものは、明年、明後年の措置によつて、財政法の示すところによつてでなければ使えませう。財政の均衡とは、百の支出に対して百の収入がある、収入が百二十になつたならば、二十は繰り越す、そのあとの半分は、国債償還に充てるといふのが本来の建前のはずである。それを幾らかは横流しをして、来年か明後年に使おうといふことは、私は明らかに違反であると思ふ。冷静に考えてごらんない、財政法上、そのとき限りで解釈するのじゃございませう。あなた方はけんけん服騰すべき原則ですよ。

○宮川政府委員 財政法は、私どもけんけん服騰すべき法律と考へております。しかしながら、何度も同じことを答えて恐縮でございませうが、大蔵省といたしましては、今回の措置は、この法律に違反するものではない、かように確信しております。

○井手委員 私は委員長にお願いしたい。この財政法の問題は、ただ単にその場で言ひのそれができるとか、水かけ論で解決すべき問題でないと思う。今度の国会には、国会運営の正常化が説かれておる。私は、国会の正常化といふものは、法の解釈からまず第一歩を踏み出すべきものと思う。これは、多数の力やその他で決すべきものではないと思う。もちろん今日まで国会が反省すべき点については、社会党もありません。あるけれども、多くの面においては、法を勝手に多数が解釈して押切つたといふところに原因があつたと

思う。そうでありませうならば、法の解釈について、国民の中に多くの疑義があつてはならぬのであります。この財政法の解釈は、これは今後の財政処理の上にもきわめて重要でございませう。金余つたからといつて横流しする——横流しといふと語弊があるかもしれませんが、特別会計に保有するといふことについては、明確な、たとい少數の者といへども了解する解釈を私は立てねばならぬと考へておる。その意味において、私は今までの御答弁では非常に不満足であると思ふ。先刻私は、昨年の秋の災害農家に対する利子補給のことを申し上げましたが、大蔵省自身、私は内心じくじたるものがあると思ふ。ただ、今日すでに予算は通つた、この産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を通さなくてはだごとだといふので、懸命に弁解なさつておると私は理解をいたしております。しかしそれは済みません。もしそれで済ませうといふお考えであるならば、私は、この際もつと明確な理論的、法律的根拠を使わなくては承認できないと思ふ。委員長からおとりなしを願いたいと思ふ。

○山本委員長 一応中尾法務課長から答弁をさせます。

○中尾説明員 ただいまの御意見でございまして、財政法そのものを順守しなければいかぬという根本的な建前からの理論という点につきましては、政府といたしまして、もちろん何ら異存はないでございませう。同じ考え方でやっておるわけでございます。なお御議論のうち、若干誤解があるかと存じ上げて、あるいは申し上げた方がよろしいんじゃないかという点でございませう。

○山本委員長 お許しを得まして若干申し上げます。金余つたからかういふものに使つたというお話がございまして、決してそうではないのでございまして、現実自然増収は新年度にございませう。ございませう、政府といたしましては、行政を担当いたしておりますその責任上、必要でございまして場合には、財政法二十九条によりまして、予算の追加という権限が与えられておるわけであります。それで追加予算を編成いたしました、国会に提出して御批判を仰ぐ、御議決をお願いするといふ手続があるのでございませう。今回の資金を設ける必要があることにつきましては、これは産投会計の今後の弾力性がきわめて重大な問題であるといふところから出発いたしましたものでございませう。これは法理論の問題ではございませう。そういう判断に基づきまして追加予算を出していただくわけでございませう。追加予算を出してやる場合に、財源をいたしまして、自然増収がございませう、新たな負担を課することなく、その財源をもつてございませう、最も健全な措置であると思ひます。そういうこととございませうから、この資金を設けるといふこと自体、それに対する御議論は別でございませうが、これを作りますと、お後に余りがあった場合、国債の償還に充てるとなり何なりという利益の処分の問題が出てくるわけでございませう。その点は、もちろん法律に従ひまして、その通りにやることになつておるわけでございませう。資金を設けることは国の施策であり、これを設けることは、国の三十一年度の経

費でございませう。その財源に三十一年度の歳入を充てておるのでございませうから、その点御理解をお願いしたいと思います。

○井手委員 追加予算の話が出ましたが、財政法によりまして、必要経費のことのできない経費に不足を生じた場合に追加することが規定になっておるのであります。そんなことで答弁なさるなら、明年や明後年使うものが、必要経費のことのできない経費でございませうか、そんなことはないはずで、明年や明後年必要であるならば、明年の予算、明後年の予算でやってもいいはずであります。明年の予算でやることは財政法の建前であらうと思ふ。追加予算でやること自身が一番間違ひですよ。そんなことで、私は答弁は理解できません。

○山本委員 今、井手さんとの質疑応答の中で、財政法等についていろいろ私も聞いておいて参考になる点がたくさんあると思ひます。ただ私も、ここでいきなり扱い方について委員長に要望がございまして、委員長みづからこのことについては、御質問の諸君のような研究もいたしてございせん。ただ井手委員の御発言がございまして、言うまでもなく法を正當に解釈するといふことは、これは国会正當化の一つの原則だと思ひます。そこで、私はただ質疑応答を伺つておいて、しからばいづれの解釈が正當なりやいなやといふことは、残念ながら私はまだ判断できないので、そこでそれをやりとりいたしましたも時間に限がないと思ひます。従つて、この際一つこの問題は一応この程度にして、他の問

題に入つていただき、なおこれについては政府側も、その場のがれの答弁は、今までもしておらぬと思ひますが、もしあるようなことがあれば御注意をお願い、さらに質疑者においてもその点については御検討をいただいて、これはこのような重要な問題ですから、ただ単にこの法案に關係するだけの問題でなしに、今後国会運営上いろいろなことが出てくる問題でありましようから、質疑者の方でも、個人的にも政府側とそういう点についての話し合ひ、研究をよくしていただきたい、こういうふうに考へております。従つて、他の点についての質疑を續けていただきたいと思います。

○井手委員 神田委員から関連があるところでございませうが、ただいま委員長から懇切な仲介のお話でございまして、せつかくの御好意でございまして、私は本日の質疑はこれ以上続けようとは存じませう。ただ私が本日の最後に申し上げたいことは、私はどうしてもこの改正法案は違法であると信じております。理解できない間は、絶対に私はこれを通すわけには参りませう。それだけ私はかく申し上げておきます。なるほど昨年の秋にも、災害の利子補給についてもおっしゃつた。大蔵省がこういうでたらめなことをして、承知できるものではございませう。もし自由民主党の諸君が野党であつたならば、おそろくみな立ち上つて、そんな違法問題を看過することができません。雑則に、保有することができるといふことがあるから、これは違法ではございませう、そんなでたらめなことはございませう。十二条

の原則は厳固として存在してあります。その上、使わないものを保有するなどといふことは、財政の均衡からいつても絶対に違反である、そういう信念をはつきり申し上げまして、本日は私の分はこれで打ち切ります。

○山本委員 神田大伴君。

○神田(大)委員 井手さんから法的な問題についていろいろ御質問がございまして、私もきのうこの問題に非常に関心をもちまして、質問をしたわけですが、今当局は、一休資金というものをどう考へているか、資金というものはどういふ性質のものであるか、御説明願ひます。

○中尾政府委員 ちょっと御質問が簡單過ぎて……「簡單じゃないよ」はつきりしてゐる」と呼ぶ者あり」資金と申しますのは、特別の資産でございまして、予算のように、単に歳出権限としてあるものではございませう。実体的なものではございませう。原則としてはお金でございませう。しかし物になる場合もございませう。

○神田(大)委員 そうなると、今あなた方が井手委員に答弁して、そのときに消費するのだというやうなことを言つておられますけれども、資金といふものは保有するものです。そういうことになりまして、その会計年度において消費することをしない意思をもつて、特定の目的と用途に充てるものを資金だと私は思ふ。そういう意味合ひで言ひますと、これは、この十二条の精神に違反してゐるものと私は思ふのですが、その点はいかがですか。

○中尾政府委員 資金は、一カ年度内に消費することの予定されるものもあり得ましようが、そういうものは歳入

金、歳出金を用ひまして処理できますから、実績がございませう。従つて通常のいろいろな参考書の類には、今おあげになりましたやうな説明が載つておりますことは、承知いたしております。歳入金をもつて資金を設けます場合には、これは歳出になります。その年度の経費でございませう。本年度産投会計に資金を設けますのは、これは歳出経費でございまして、歳出をもつてまかなうということになります。産投会計の歳出、つまり住宅公団なら住宅公団の来年度の歳入に充てるために出資の予算を組みまして、その見合ひに本年度の歳入を立てるといふのであれば、まさに十二条の違反でございませう。しかし資金を設けたいまは、そういうことを言つておられるのはございませう、産投会計の経管上、その弾力性を保持するための資金を必要といたしまして、それをこういう機会に設けておくべきであるといふことで、三十一年度の施策といたしまして三十一年度内に設けるものでございませう。従ひまして十二条の關係とは全然關係がございませう。

○神田(大)委員 課長ではなく、次長が先ほどから答弁しましたね。その年度内に経費として使用するのだといふ答弁をしておられる。私は、資金といふものはその年度内に消費すべきものじゃない、保有すべきものだと思う。こういう点を、あなたはその年度内に消費するのだから、四十二条並びに十二条に違反しないと言つておられますけれども、資金といふものはそういう性質のものでないと思ひますが、あなたはどうか考へてですか。

○宮川政府委員 神田委員の御質問は、私の先ほどの答弁について、お聞き違ひがあつたのじゃないかと思ひます。資金は、もちろん保有いたしまして、そして保有するだけではなく、これを使うわけでありませう。私が申し上げたのは、三十一年度内に資金を作りました、その資金に対して、一般会計から繰り入れられる、これは歳出である、それに見合ひする財源といたしまして、三十一年度の自然増収をもつて財源といたす、従つて年度区分の原則に反しない、かように御答弁申し上げたわけでありませう。

○神田(大)委員 三十一年度の自然増収を三十二年以降の資金にするのでしやう。そうすれば、年度内において収支の決算をしない、第十二条に違反しておられるのじゃないですか。

○宮川政府委員 資金を作りました、資金に繰り入れられた金が三十二年度、あるいは三十二年以降において使われることは御指摘の通りであります。しかし資金を作りまして、これに財源として一般会計から繰り入れることは、歳出行爲であります。この歳出行爲は三十一年度の歳出行爲である、かように御了承願ひます。

○神田(大)委員 この問題は、井手委員と同じやうに、これは財政法の違反であると思ひます。さつきも委員長が仰せになりましたから、この問題は後刻検討していかねばならぬ。自民党だつてそうすよ、自由民主党がこういう財政的根拠のないことを黙つて聞いてゐるということでは、私は困ると思ひます。あなたこそ検討してお互いに再検討して審議しなければ、この採決にわれわれは応ずることができません。

そこで、あなたたちはこの資金をどうしても必要だといえますけれども、健康保険法の改正をして、零細な患者から医療費を出させようとしている。あるいはそのほかの社会保険制度に使用わなければならないものの費用があるにもかかわらず、そういうことをしないで、そして産業投資のためにこういう税金を回すということ自体が、われわれは財政法並びに予算を使用する上において、非常に間違った考え方をしておるのじゃないかと思ひます。が、そういう点は、政務次官はどうお考えになりますか。

○足立政府委員 私は、実は財政関係はしろうとでございまして、御研究になつてゐる皆さんの方に御答弁申し上げる資格はないわけでありまして、しろうと考えも時には御参考になると思ひますから、率直に私の感じを申し上げてみたいと思ひます。今ここで補正予算を組んで、井手委員もおっしゃつた通り、何だか余つた金を政府が横によけておいて、インテキをして年を越すのではないかとというような疑いなり、あるいは印象が強いというふうな思ひの持つておる使命、またこういう産業の助成という大きな国家的な政策からいたしまして、その年その年の財政にわずらわれないファンドというものを持つて、そしてそのときの財政は苦しくても、そういうファンドを持つておれば、必要なときに金を出して助成策がとれるということ、大きな目から、長い目から見るときに、国家的に確かにいい政策だと私も考へておる。これは見解の相違もありましようが、私もはそう思つてお

るわけでありまして。従つて、こういうせつば話まつたときにやらずに、初めからの当初予算でこういうものを組んで出せば、私はそういう疑いが非常になくなつて思ふ。しかし法理的には同じことなんです。つまり当初予算でこういうものを組んで——これは本年度だけに使うものではありませんが、次年度、三年度にまたがるものであります。資金というものを作つて、その年の財政に關係なしに、国の産業助成をやりますということ、もし当初予算でこれを組んで法案を出せば、これは繰り越しをしまかしたというふうな印象は与えないと思ひます。しかし、これは法的解釈は同じことになると思ふ。こういう点をお考へいただければ、私の申し上げようとする気が御了解願ふのではないかと。これは、果して神田委員の御質問に対するお答えになつたかどうか知りませんが、しろうとで率直に申し上げたわけではあります。

○神田(大)委員 政府は、切実な国民の要望に對しましては、金が無い、財政が許さないといつても言つておる。そういうことを言つて、必要な経費を出し渋つておる。そうしておきながら、ここに自然増収が一億あるからといつて、その金をわきへ寄せて、しかも財政法に大きな違反があるといふことをひた隠しに押し隠して、それによつて、これを財閥、一部の資本家、そういう人たちの利潤になるような使い方をするように思われるに似てゐるのです。こういうところに私は問題があると思ふ。あなたたちが、先ほどもお話しがありましたように、災害農家に対する利子補給に對しまして

は、過年度支出でやるといつて強硬に反對して、これを出さないでいて、今度は一部の財閥の融資のために、法を曲げてやつていこうという魂胆は、われわれはどうしても承認するわけにはいかぬ。こういう点において、政務次官は一つ良心的にお答え願ひます。

○足立政府委員 私は、今私の見解を率直に申し上げたわけですが、これは、金が余つたからこういうものを繰り込んでおくのだという意味で申し上げたのではないので、お答え申し上げたのではありません。お答え申し上げた通り、これを当初予算に組めば、井手委員から御指摘のあつたような、剰余金を政府がごまかして年を越させるのだというふうな疑いがなくなるのです。法理的にはこれと同じことになつてゐます。従つて、私は宮川次長、あるいは中尾法規課長からしばしばお答え申し上げておる通り、これは財政法違反にはならないという、同じ見解を持つておるという意味で申し上げたわけではあります。

なお神田委員から今御指摘でありまして、いかにこういつた金を政府が一般の会計については洗ひ査定をして、社会保障その他についてははびつておいて、そういう金は得たりやおうと大財閥あたりの助成に使うというふうな御意見であります。これは、昨日来社会党の各委員から御指摘があつてお答え申し上げておる通り、産業投資特別会計の金の行方は、予算書にもございまして通り、大財閥援助というふうなものでは断じてございせん。ただいま住宅公団も、總裁以下御出席になりましたが、作つておる住宅もわずかに三坪、最高のものが十六坪、大財閥が

住めるような住宅ではありません。勤労者本位の庶民階級の住宅を対象としてやつておるわけでありまして。なおまた農林漁業にしましては、愛知用水公団にいたしましては、国民金融公庫、中小企業金融公庫、いずれも決してこれはそういう御指摘のような、片寄つた考え方でやつておるものではないといふことは、御理解いただけたらと思ひます。

○神田(大)委員 これは、われわれとしては、あくまでもあなたたちの答弁には納得できませんから、質問を保留いたしまして、あとから質問する人もあるさうですから、一応これで終ります。

○山本委員長 それでは、本法律案についての質疑は、本日はこの程度といたします。

○山本委員長 次に、金融に關する件について、平岡委員より緊急の發言を求められておりますので、これを許します。平岡君。

○平岡委員 私は、福岡県庁に起りました第一相互銀行事件につきまして、御質問したいと思ひます。

その前に、まず銀行局長がおいでにならないのですが、聞けば御病氣とかいふのですが、昨日も出ていらつしやうな、明日もまた出られるというふうなで、特に本日ははつたというふうな考へられるのですが、このことにつきて、かわりに出てきました福田さん、この辺の事情はどうなんでしょうか。

○山本委員長 平岡さん、委員長からちょっと申し上げますが、私も実はその点伺つてみたわけですが、病氣だといふことで、それ以上深くは突っ込み

ませんでしたけれども、聞くところによると、検査部長は、今平岡委員が御質疑をなさうとする問題については特に詳しいさうです。そこで、詳しくとも銀行局長ほどの責任が持てるかどうかといふことは、これはまことに私は請け合ひかねると思ひます。従つて、もし必要なら、次の機会に銀行局長をさらに出席願ふことにいたします。一応本日は検査部長を向うにして御質疑をいただきますと思ひます。

○平岡委員 東條猛猪、ただけしいイノシシが、そんなに簡単に病氣になるとは思ひませんが、それは委員長のお發言でもありますから、そのように後日質問をするということで、福田久男検査部長に對しまして質問いたします。

最初に、本論に入る前に金融三法、相互銀行等のいわゆる規制法といわれる金融三法がいつ出るかを伺ひます。具体的には、預金保障基金法、それから金融機関の経営保全等のための特別措置法案、導入預金の取締り等に関する法律案、これはいつ出るか。

○福田説明員 一番最初に、銀行局長がきょうお休みになつてゐることについて御質問ございましたのですが、実は非常にお疲れで、多分かせではないかと思ひますが、明日はあるいは御出席できるのではないかとこのように思ひます。一応御了承いただきたいと思ひます。

なお委員長から、検査部長が、御質問の内容については相当詳しいはずだといふお話がございましたけれども、私果して詳しいかどうかよくわかりま

せんけれども、承知しております限りにおいてお答え申し上げますと思ひます。

ただいま御質問のございました四つの法案のうちで、準備預金に関する法案と、いわゆる導入預金に関する法案につきましまして、昨日閣議決定を経ましたので、近々御提案申し上げる運びになると思ひます。あとの預金保障基金に関する法案と、金融機関の経営保全に関する特別措置に関する法案につきましては、内容的にいろいろ検討を要する点もございまして、せつかく準備中でございますので、だいぶ予定よりもおそくなつておりますが、できるだけ早く御提案申し上げるようになしたいということで、事務的に準備を急いでおこなう状況でございますので、御了承いただきたいと思います。

○福田説明員 ただいまのところ、はつきりいつというのを申し上げ得る段階にあるかどうか、私ははつきり承知いたしておりませんので、お許しを願ひたいと思ひます。

から翻つてみますと、非常に資金繰りが忙しかった時代でございますが、その資金繰りが忙しかった時代に、資金源を獲得することに狂奔しておつたと思ふのでございまして、その三十年の十二月に一億円の通知預金をこの信用組合から受け入れております。この一億円の通知預金につきましては、通知預金のインター・バンクの公定レートであります。日歩九厘をつけるということになるわけですが、日歩九厘がついております。なお裏約束といたしまして、そのほかに日歩二厘二毛、合せますと、九厘と二厘二毛、一銭一厘一毛の利息をつけるというふうな約束になつておるようでありました。年利にいたしますと、四分一厘くらいになると思ひます。この九厘のほかに日歩二厘二毛をつけるというところは、臨時金利調整法によりまして禁ぜられておることでございます。なおこの約束は、一年間は払い戻しをしないという約束があつたやうに聞いております。あるあつせん者を介しまして、一億円の通知預金を受け入れられたやうでありまして、そのあつせん者に対しては、一千万円の貸付が行われております。もちろんこの貸付はどのような性格のものであり、あるいはその資金の使途がどうなつておるかということとは、金融機関におきましては、はつきり確認することができません。使途等については、私も皆目わかりませんと申し上げるよりはかございませぬ。以上のような状態でございませぬ。

○福田説明員 非常に申しわけないことでは報ぜられておるわけです。この点はどうですか。

議渡し、若しくは貸し付けてはならない。という規定がある。従つて、こうした条例が定まつたか、あるいは果してこのことをなしたかどうか、この点で第一の問題が究明されなければならぬと思ひます。それから、もししかりとするならば、こうした適法な措置をとつて預託されたとした場合において、この一億円が導入預金として預けられ、裏金利が巻回られることとつけられたかどうか、これも究明されなければならぬ。それから元金が焦げつたことになつて、果ては計に穴をあけた結果となつておるかどうか、この三点が究明されなければならぬと思ふ。あなたは、常識的に、それからこの新聞の記事等を参照した場合に、あなたの判断として、今私が申し上げたやうなことが真相であると思ふかどうか。

○福田説明員 非常に重大な問題でもありますが、かつまた第一相互銀行といたしましては、先ほど申し上げたやうに、信用組合から通知預金を受け入れたというところからいへば、お話をうかがうと、資金が預託されたのかどうか、その点については、私もはつきり承知いたしておりません。むしろその点については、第一相互銀行を監督する私どもに御質問いただくよりは、あるいは地方公共団体の関係で御質問いただく方が、適切なお答えができるんではないかと、地方自治法における手続を踏んだかどうかという点につきましましては、事実関係でございまして、想像によつてお答えするということもどうかと思ひますし、また私も承

○福田説明員 最終的には事務的に影響することにもなると思ひますのでありますが、いづれにいたしましても、いろいろと内容的に新しい構想がもともと盛り込まれておる法案でございまして、その面でも、いろいろな角度からこれを検討する必要があるわけで、いろいろと検討を進めつつあるわけでございます。できるだけ早く御提案申し上げたいということで、準備に大わらわになつてゐるやうな状態でありませぬ。

○福田説明員 お答えいたします。検査をいたしておられますか、その検査方面の御調査の内容等につきましましては、私も承知いたしております。連絡はもちろんでございませぬ。承知いたしております。つまり検査当局の御調査の内容等につきましましては、承知いたしております。私も第一相互銀行を監督する立場におきまして、検査等を通じて承知いたしております。このことについて申し上げますと、福岡県信用組合、これは県庁内にある県庁職員で組織されておる信用組合だやうであります。ここから、昭和三十年十二月当時は、第一相互銀行は今

一億円である、こういうふうなこの新聞では報ぜられておるわけです。この点はどうですか。

○福田説明員 非常に申しわけないことでは報ぜられておるわけです。この点はどうですか。

○福田説明員 非常に重大な問題でもありますが、かつまた第一相互銀行といたしましては、先ほど申し上げたやうに、信用組合から通知預金を受け入れたというところからいへば、お話をうかがうと、資金が預託されたのかどうか、その点については、私もはつきり承知いたしておりません。むしろその点については、第一相互銀行を監督する私どもに御質問いただくよりは、あるいは地方公共団体の関係で御質問いただく方が、適切なお答えができるんではないかと、地方自治法における手続を踏んだかどうかという点につきましましては、事実関係でございまして、想像によつてお答えするということもどうかと思ひますし、また私も承

○福田説明員 非常に重大な問題でもありますが、かつまた第一相互銀行といたしましては、先ほど申し上げたやうに、信用組合から通知預金を受け入れたというところからいへば、お話をうかがうと、資金が預託されたのかどうか、その点については、私もはつきり承知いたしておりません。むしろその点については、第一相互銀行を監督する私どもに御質問いただくよりは、あるいは地方公共団体の関係で御質問いただく方が、適切なお答えができるんではないかと、地方自治法における手続を踏んだかどうかという点につきましましては、事実関係でございまして、想像によつてお答えするということもどうかと思ひますし、また私も承

○福田説明員 最終的には事務的に影響することにもなると思ひますのでありますが、いづれにいたしましても、いろいろと内容的に新しい構想がもともと盛り込まれておる法案でございまして、その面でも、いろいろな角度からこれを検討する必要があるわけで、いろいろと検討を進めつつあるわけでございます。できるだけ早く御提案申し上げたいということで、準備に大わらわになつてゐるやうな状態でありませぬ。

○福田説明員 お答えいたします。検査をいたしておられますか、その検査方面の御調査の内容等につきましましては、私も承知いたしております。連絡はもちろんでございませぬ。承知いたしております。つまり検査当局の御調査の内容等につきましましては、承知いたしております。私も第一相互銀行を監督する立場におきまして、検査等を通じて承知いたしております。このことについて申し上げますと、福岡県信用組合、これは県庁内にある県庁職員で組織されておる信用組合だやうであります。ここから、昭和三十年十二月当時は、第一相互銀行は今

一億円である、こういうふうなこの新聞では報ぜられておるわけです。この点はどうですか。

○福田説明員 非常に申しわけないことでは報ぜられておるわけです。この点はどうですか。

○福田説明員 非常に重大な問題でもありますが、かつまた第一相互銀行といたしましては、先ほど申し上げたやうに、信用組合から通知預金を受け入れたというところからいへば、お話をうかがうと、資金が預託されたのかどうか、その点については、私もはつきり承知いたしておりません。むしろその点については、第一相互銀行を監督する私どもに御質問いただくよりは、あるいは地方公共団体の関係で御質問いただく方が、適切なお答えができるんではないかと、地方自治法における手続を踏んだかどうかという点につきましましては、事実関係でございまして、想像によつてお答えするということもどうかと思ひますし、また私も承

○福田説明員 非常に重大な問題でもありますが、かつまた第一相互銀行といたしましては、先ほど申し上げたやうに、信用組合から通知預金を受け入れたというところからいへば、お話をうかがうと、資金が預託されたのかどうか、その点については、私もはつきり承知いたしておりません。むしろその点については、第一相互銀行を監督する私どもに御質問いただくよりは、あるいは地方公共団体の関係で御質問いただく方が、適切なお答えができるんではないかと、地方自治法における手続を踏んだかどうかという点につきましましては、事実関係でございまして、想像によつてお答えするということもどうかと思ひますし、また私も承

知しないことについて軽々にお答えもいたしかねるので、お許しを願いたいと思います。

なお、裏目歩につきましては、先ほどお答えいたしましたように、日歩二厘二毛というものが信用組合に対して払われたと思いますが、その払われた金はどういうように処理されたかという点も、第一相互ではつかみ得なかった。それからさらに某仲介者に対する一千万円の貸付金の性格なり行方なりというものは、銀行の帳簿書類等によりましては、そこまでの判断がいたしかねて、はっきりわかりませんので、ただいまかりに検査当局の問題になつていていたしますれば、その方面の進展に伴ひまして明らかにすることが出来なうかと考えます。

○井上委員 関連して、その信用組合の貸付の内容や委託の内容等については、これはあなたの権限ではないと思ひます。ところが、第一相互を検査する権限をあなたは持つておる。その場合、第一に、公定歩合を超過して金を貸しておつて、裏金利をやつておる、これをあなたはどうか処理をしたかということ。それからさらに、あつせん者に一千万円の貸付をやつておるといふことは不当貸付じゃないか。導入預金一億円をあつせんしてもらったために、そのあつせんの見返りとしてあつせん者に対して一千万円の貸付をやつておる、あなたの検査の結果はこうなつておるといふお話であります。そういう運営のいき方というものが、一体正當ないき方であると検査庁は見たのですか、問題の重点はそこです。

○福田説明員 第一点の、公定レート

をこえた日歩二厘二毛のいわゆる特利ですが、特利の支払いについては、違法であるから、今後こういうことのないように——これは、民事上の契約といたしましては有効な契約でありますので、一たん払ったものを取り返すという法的な措置もございませんで、今後そういうことのないようにというふうに、十分戒めるように措置をいたしました。

なお、一千万円の貸付金につきましては、貸付金でございまして、この管理、回収について十分な配慮をするようにというふうに指示いたしておりますが、まだ回収になつたかどうか、そこは私はっきり確認いたしておりません。

○井上委員 その一千万円を貸し付けておるのは、だれですか。

○福田説明員 これは、個人の名前にかわることでございまして、客弁を差し控えていただきたいと思います。非常に御不満かもしれせんが、取引の内容につきましては一々個別に申し上げることは、立場上もどうかと思ひますので、はなはだ申しかねますが、名前をあげますことについてはお許しを願ひたいと思ひます。

○井上委員 それはいいけません。問題は、あなたが検査をされて、公定金利以上に裏金利が課されておるといふことには関連して、一億円の導入を第一相互にやりましたあつせん者に対して、一千万円の貸付金がされておる、こういうことになつておるのです。しかも、その貸付をしておるといふことが導入に関連があり、しかも裏金利に関連がある問題でございまして、こ

れは、一体正當な貸付であるかどうかという点は、当然あなたとしては検査せなければならぬ。不当な貸付をしておるなら、それは相互銀行の運営がよろしきを得ないということになるのですから、第一相互の運営の状況を監督するあなたの立場からするならば、当然できるだけ健全な運営に指導、援助する義務をあなたは持つておる、こういうやり方で、一体相互銀行の運営がよいとあなたは考えになつてゐるのですか。

○福田説明員 資金の融資に当りましては、できる限り資金の使途等につきまして十分見定めをつけて審査をしてやるのが、金融機関としてのあり方だと思ひます。従つて、その意味におきましては、資金の使途等もはっきりしないという意味において、審査等が十分行われておらない貸付と言ひ得るわけではございません。ただこの一千万円の貸付と一億円の通知預金の受け入れとが直接牽連関係を持つておるのかどうかという点になりますと、必ずしもはつきりそれが関連があるということをお断定するだけの自信もございませ

○井上委員 さいぜんの客弁と客弁が違つてきました。最初あなたは、この一億円の第一相互銀行への預け入れは、某氏があつせんをした、そのあつせん者に対して第一相互は一千万円を貸し付けた、こういう客弁をしてゐるのです。ところが、今は、それは直接関係があるかないか明確でありませ

んというやうな客弁に変わつてきていて、どつちがほんとうですか。

○福田説明員 あつせん者に対する貸付であることには間違いございませんが、そのあつせん者に対する貸付が、あつせんそのものに結びついた貸付であるか、それとも別の観点からなされた貸付であるかという点が、私どもの調査では必ずしもはつきり断定するに至らなかつた。従つて、最初客弁申し上げましたのは、あつせん者に対して一千万円の貸付があるということをお願い上げた。あとの客弁は、その両者の間にはつきり牽連関係があるかどうかということについては、あるかもしれないうし、あるいはそうでないかもしれないうし、資金の使途等も確認できませんで、はつきり自信を持つたお答えがいたしかねるという意味で申し上げたわけでは

○井上委員 そうしますと、最初導入をあつせんしたしまして、公定金利、裏金利を支払います、そういう契約をいたしましたときと、それから一千万円をこのあつせん者に貸し付けました貸付のときは、どのくらい時間がたつてゐるのですかということが一つ、それからいま一つは、この一千万円の貸付をするのについて、第一相互にいかなる担保、いかなる保証人を入れておりますか、それを伺ひたい。

○福田説明員 先ほど申し上げましたように、通知預金を受け入れたのは、十二月に三回にわたつて受け入れしております。貸付は、たしか翌年の四月ごろだったと記憶いたしております。それから担保、保証人等は、これはついておりません。

○井上委員 大蔵省の検査官は何です

か。これが五万円や十万円の少額な金額でも、国民金融公庫等においては相当支払う能力を調べ、かつ相当の保証人をとつて、必要あるものは担保物件まで設定をさせておる。いわゆる庶民金融において五万円、十万円の金を借りるにいてさきそれをやっている。しかるに一千万円という大きな金を貸して、担保もとつていない、保証人もとつていないという貸付をしておるものを、検査官は適當な貸付とこれを認めるのですか、こんなむづかしい検査の仕方はありませんか。こんな検査をしておるから、どこでも貸し付けようや、やこしいことが超つてくるのじゃないか。こんな不健全な貸付をしておるから、至るところに焦げつきができて、善良な預金者に迷惑をかけることになるのじゃないか。

あなたが検査をするというのは、健全な運営をさせて、善良な預金者に迷惑をかけないという建前から、いわゆる関係法規に照らして、あなたに國を代表して検査をされておるのです。それが、一千万円もの貸付をやつておるのに、担保もなければ保証人もない、そういう貸付をしておつて、それをあなたが知らぬ顔をして認めてきておるといふやうな検査のやり方が、適當なやり方だと思ひますか。

○福田説明員 適當な貸付であるとは非難いたしたわけではございませんで、資金の使途につきましても、もう少しはつきりと、たとえば事業であれば、どういう事業の資金であるか、設備資金であるか、運転資金であるか、その他どういふ使途の資金であるかというところを、融資の際に確認し、何によつて返済するかという返済財源等に

れと云しても御得し得ない。相互銀行の協会には、大蔵省の古手官僚が要職な位置についているとも聞いております。大蔵省と相互銀行協会とは、ナクさんのくされ縁があるとも言われております。こういう点について、あた

たたちは良心的な監査をしたかどうか。良心的な監査をすれば、このような問題は事前にちゃんと発覚すべきものなんです。それを検察庁に檢舉をされて、検察庁の手によらなければ、あなたたちがこれを摘発できない。少くとも相互銀行や金融機関に関する点については、君たちは専門家なんだ、君たちはそれを監督する最高責任者なんだ、最高責任者がこれを摘発すること

ができなくて、検察庁や警察によって

あります。と申しますのは、犯罪捜査であります、ある犯罪捜査の目的のためにあらゆる場所に行つて強制的に捜索その他ができるわけですが、銀行検査の場合は、金融機関にある帳簿書類等によりまして検査するということであつて、融資先である債務者について家宅捜査の現物検査はできない。従つて、あくまで金融機関を中心として、金融機関にある帳簿書類、あるいは金融機関関係者の説明を聞いて調査することになってゐるわけでありま

す。従いまして、融資先に行つて、融資先の資産内容等を向うの帳面を見せてもらふということは、権限として与えられておりません。金融機関については、取引の關係で、ある程度調査し得ると思いますが、金融機関でわかっているところを中心に私どもも見ているところとございます。従つて、くということでございます。

金融機関が回収してあるかどうかは、当然金融機関の帳簿書類を通じて調べることが可能です。

○有馬(輝)委員　だから、その調べた結果を教えて下さいと言っているのです。

○福田説明員　この一千万円の回収がその後どうなっているかということについては、私承知いたしておりません。

ので、調査いたしました上でお答えいたしたいと思います。

○有馬總委員　今、このような重大な貸付について、回収状況を調べてないと言われると、どうしても納得ができないわけなんです。あなたはえらい安易に言われるけれども、私どもは、今のこの一千万円の百分の一、二百分の一までいって、

の一借りでねる」ところが、わすか一万円足らずの金を返すのを一カ月くらいもおくれると、相互銀行いわく、大

蔵省がやかましゅうございますから早く納めて下さいと言っておる。十万、二十万の貸付には嚴重に調べておいて、こういった一千万円のを、回収状況も調べてない。相手の取引先の内容を検討する権限もない、そのことの中に矛盾があるのじゃないですか。

○福田説明員 お話でもございますが、お言葉を返してまことに恐縮ですが、けれども、必ず多くの金融機関について、それぞれの債権の回収状況なり貸し出しの状況なりを一々一覽で私どもの手元で掌握いたしておりませんので、第一相互銀行に聞けばわかることでございますけれども、おしかりを受けますが、そういうふうには必要があるときに必要なものについて、たとえば報告を求める場合、あるいは定例的に報告を求める場合、あるいは特別に報告を求めたいと思ひます。一々見ておるということでないことは御了承いたしたいと思ひます。

○有馬(總)委員 これが最後です。今の御答弁には納得がいけないのです。現在私自身が苦しんでいるのであります。今そういうことを嚴重にやっておって、これについては知りませんというのじゃ、これはとても——さっき答弁技術と僕はヤジつたけれども、ためにする答弁をしておられるように受け取れてしょうがない。こういった点については、後日あらためてお伺ひしたいと思ひますから、私の質問は、本日のところはこれで終わっておきます。

○山本委員長 質疑の中で、お聞き及びのように、局長も大臣も出席ができませんので、従つて最高の責任のある答弁はむずかしいかと存じます。

先ほど平岡君から、土曜知事外関係者を国会へ参考人として呼んでもらいたいという御要望につきまして、理事事に相談いたしまして、できるだけ善処いたしたいと存じます。

なおいろいろ質疑者の方々の御不満がございましたように、検査部長だけではやはり最高の責任ある答弁もできませんので、いずれ理事会で相談をした結果、次の機会に銀行局長あるいは大蔵大臣、さらにまた通信の関係等がございまして、自治庁等の出席を願つて、あらためて質疑ができるような機会を理事会で作りたいと存じます。その旨御了承願ひします。

午後五時五分散会

〔参照〕
關稅定率法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書
關稅定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

資金運用部預託金利率の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員会議録第七号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	五	末	使用及び	使用の目的及び
三	四	四	第三十三條	第三十三條、第三十三條及び
五	一	三	戻入に係る	戻入に係る
五	一	末	業務等	業務等
七	一	三	同じ。は申告	同じ。に申告
八	二	一	親法	新法
八	五	一	第十四條	第十四條第一項
三	三	〇	第八號を	第八號以下
九	三	六	報告債券	報國債券

大蔵委員会議録第八号中正誤

頁	段	行	誤	正
三	五	二	予算をもつて	予算をもつて
四	三	元	球磨川	球磨川
四	四	二	復興金融公庫	復興金融公庫
五	一	二	管理に要する費用	管理及び処分のために直接要する費用

大蔵委員会議録第十号中正誤

頁	段	行	誤	正
四	三	六	重油ボーイ	重油ボーイ
四	三	六	重油ボーイ	重油ボーイ
五	三	三	保存の登記	保存の登記
三	一	元	設定の日	設立の日